

# 学科教本 統合版 改訂表

(令和7・4・1改訂版 対応)

P.5

『**主な用語の意味**』中『**2. 車(車両ともいいます。)**』、  
『**4. 原動機付自転車**』中『**●一般原動機付自転車**』を変更します。

**2. 車(車両ともいいます。)**  
自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスをいいます。

▶「トロリーバス」は、国内では2024年を最後に運行を終了したため、この教本では省いてあります。



●**一般原動機付自転車**  
総排気量50cc以下または定格出力0.60kW以下の原動機を用いる二輪または三輪以上の車(二輪のものうち、構造上出ることができる最高出力が4.0kW以下の原動機を有するもの)にあつては125cc以下、また三輪以上の車であっても、左右の車輪の距離が0.5mをこえ、車室を有するものは総排気量20cc以下または定格出力0.25kW以下の車)であつて次に該当しないもの

P.8

『**43. 定格出力**』の下段に『**44. (運転)免許証等**』を追加します。

**44. (運転)免許証等**  
運転免許証または免許情報記録個人番号カード(免許情報記録を含む。マイナ免許証ともいふ)のことをいいます。

P.17

『**(1) 運転免許証の携帯**』の本文2行目の単語を変更します。  
また、欄外『\*1』を追加し、『\*1~\*4』を一つずつ繰り下げ、『\*2』『\*5』を変更します。

運転免許証 → 運転免許証等\*1

\*1  
運転免許証等…  
詳しくは、P.8を参照。

\*2  
検査対象外軽自動車  
検査を免除された自動車のことをいいます。  
詳しくは、P.299を参照。

\*5  
手で保持せずに通信できる(ハンズフリー)のものを除きます。

P.124

『**Pick up** **ピックアップ** **無免許運転の例**』中『**①**』を変更します。  
『**2 運転免許証の携帯と提示**』中『**②**』の本文最終行の後に以下の文章を追加します。  
欄外参照条文を変更し、『\*4』を追加します。

法95  
法95の2

\*4  
必要な措置…

端末にインストールされたアプリケーションを利用して、記録された免許に関する情報を読み取り、端末上に表示することを指します。

① 免許を受けないで運転したとき。

免許情報記録個人番号カードを提示した場合に必要な措置\*4を受けることを求められたときは、これに応じなければなりません。

一般原動機付自転車

エンジンの総排気量が50cc以下または定格出力が0.60kW以下の二輪または一定の条件を満たした三輪以上（スリーターなど）のもの（最高出力が4.0kW以下のものについては125cc以下）または、総排気量が20cc以下または定格出力が0.25kW以下の上記以外の三輪以上のもの

法95の6  
令33の7

法104の4  
法105の2

免許情報記録個人番号カードを持っている人は、免許情報記録の抹消を受けなければなりません。

法106の3  
106の4

4. 放置車両確認標章を取り付けられたときは、その車の運転者が車を移動するときに、標章を取り除いてよい。
5. オートマチック車を駐車し車から離れるときは、エンジンを止め、ハンドブレーキをかけ、チェンジレバーを平地や下り坂ではRに、上り坂ではLに入れておく。
6. 自動車（二輪の自動車を除く。）の所有者は、自動車の使用の本拠の位置から5km以内の、道路以外の場所に保管場所を確保しなければならない。

保管場所証明書..... 2段階・項目11.... 281      免許証等..... 用語の意味..... 8

- P.282 4. ○  
6. ×

法改正に伴う用語の定義変更により、以下のページ内に記載されている「免許証」「運転免許証」をそれぞれ「免許証等」「運転免許証等」に変更します。

17 / 124 / 129 / 130 / 135 / 140 / 295

※上記ページのうち以下の「免許証」「運転免許証」は従来通りの記載のままとします。

- ・ 124（本文3行目）及び『Pick up **ピックアップ** 無免許運転の例』中の『⑤』
- ・ 130『Pick up **ピックアップ** 免許が失効したとき』中の『①』
- ・ 135『5 運転免許証の返納』中の（本文1行目）及び『③』及び『 ちょっと注目』
- ・ 140『理解度CHECK』中の『3.』